災害等に対する「金融上の措置」をご存知ですか？

財務局・財務事務所と日本銀行各支店では、豪雨や地震などの災害の発生時等に災害救助法が適用された場合、適用市町村が属する県内の被災者等を支援するため、県内の金融機関等に対し、金融上の措置を講ずるよう要請しています。

例：銀行・信用金庫・信用組合等への要請

1．預金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失した場合等でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者本人の申出であることを確認して払戻しに応ずること。
2．今回の災害等のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。
3．損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。
4．災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。　　等

例：証券会社等への要請

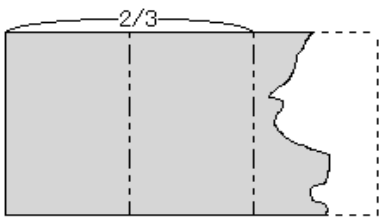
1．届出の印鑑等を紛失した場合等でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって本人の申出であることを確認して払戻しに応ずること。
2．有価証券紛失の場合の再発行手続きについての協力をすること。　　等

例：保険会社、少額短期保険業者等への要請

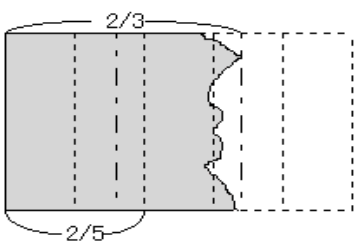
1．保険証券、届出印鑑等を紛失した保険契約者等については、申出の保険契約内容が確認できれば、保険金等の請求案内を行うなど可能な限りの便宜措置を講ずること。
2．保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。　　等

日本銀行では、銀行券が破れたり、燃えたりした場合には、「表・裏両面があること」を条件に、残っている面積（灰になった銀行券は、その灰が銀行券であることが確認できれば面積に含む）を基準として新しい銀行券との引換えを行っています。引換基準は次のとおりです。

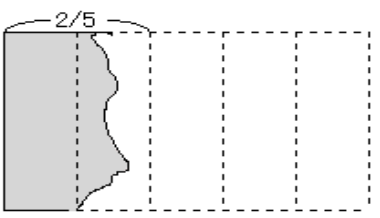
面積が３分の２以上の場合は**全額**
（１万円券の場合は１万円）



面積が５分の２以上、３分の２未満の場合は**半額**
（１万円券の場合は５千円）



面積が５分の２未満の場合は価値が無く**失効**





令和4年台風第14号：高知県香美市　市道大栃河口線（提供：香美市）



令和4年台風第14号：高知県吾川郡仁淀川町　町道森川渡線（提供：仁淀川町）

▽金融上の措置に関するお問い合わせ先

	財務省　四国財務局		日本銀行	
香川県	087-811-7780	四国財務局理財部金融調整官	087-825-1111	高松支店総務課
徳島県	088-622-5181	徳島財務事務所理財課		
愛媛県	089-941-7185	松山財務事務所理財課	089-933-2211	松山支店総務課
高知県	088-822-9177	高知財務事務所理財課	088-822-0001	高知支店総務課